

成人学習に関するハンブルグ宣言

採択: 1997年7月14日 18日

ユネスコ第5回国際成人教育会議（ハンブルグ会議）

- 1、第5回国際成人教育会議のために、自由ハンザ都市ハンブルグに集った成人教育に関わる私たち参加者は、人権の最大限の尊重を基礎にした、人間中心の開発ならびに参加型の社会のみが、持続可能かつ公正な開発をもたらしうることを再確認する。もし人類が生き延び、未来の課題に応えようとするのであれば、生活のあらゆる領域において、人びとが情報を得て、効果的に参加できることが必要である。
- 2、成人教育は権利以上のものであり、21世紀への鍵である。それは積極的な市民性の帰結であると同時に社会生活への完全な参加の条件である。それは生態学的に持続可能な開発を育み、民主主義と公正、ジェンダー平等、科学的社会的経済的な開発を促進し、暴力紛争が対話と正義に基づいた平和の文化に転換された世界を創るための強力な概念である。成人学習はアイデンティティを形成し、人生に意味を与えることができる。生涯にわたる学習は、年齢、ジェンダー平等、障害、言語、文化的経済的格差といった要因を反映した学習内容への変革を迫っている。
- 3、成人教育とは、公的なものであろうとなかろうと、社会が成人とみなす人びとがその能力を開発し、知識を増やし、技術的あるいは職業上の技能を向上し、技能を自分たちのニーズおよび社会のニーズに応えるものにする際に行われる全ての学習過程を意味する。成人学習には、理論と実践に基づく方法が認知された多文化型学習社会における、公的な教育だけでなく、継続教育、非公的教育、インフォーマルな学習、インシデンタルな学習が含まれる。
- 4、成人学習と子どもや青年に対する学習の内容は、学習が行われる社会の経済、社会、環境、文化、人びとのニーズによって異なるけれども、学習が真に生涯にわたるといふ新しい教育のビジョンにとって、両方とも必要な要素である。生涯にわたる学習という考えは、両者の相互補完性と継続性を要求する。知識をもちかつ寛容な市民の育成、経済社会開発、非識字の根絶、貧困の除去、環境の保全に対して成人教育や継続教育が貢献できる可能性は、絶大であり、それゆえこの可能性は信じられなければならない。
- 5、生涯にわたる過程という観点からみた青少年教育および成人教育の目的は、人びとと地域社会の自律と責任感を育み、経済・文化・社会全体の変化に対応する能力を強め、共存と寛容を促し、人びとが情報を得て地域社会に創造的に参加することを促進すること、てみじかに言えば、目の前に直面している自分たちの運命や社会の課題に対して、人びとや地域社会が自ら対処できる力を高めることである。成人学習の手法は、人びとの伝統、文化、価値、過去の経験に基づかなければならない。また実施にあたっては、市民の積極的な参加と表現を促すための多様な方法がとられなければならない。
- 6、本会議は加盟国の政治、経済、社会システムならびに政府の組織構造に違いがあることを認める。この多様性と人権および基本的自由の完全な尊重の保障に基づいて、本会議は加盟国の特定の状況に応じて、各国政

府が我々の目的の精神を更に推進するための方策を決定することを認める。

7、第5回国際成人教育会議に参加した政府および機関の代表は、生涯学習の枠組みの中で広義かつ動的な意味での成人学習の可能性と未来を追求することを共に決意した。

8、過去10年の間に成人学習は実質的な変化を遂げ、その視野と規模は飛躍的に拡大した。世界に広がる知識集約型の社会において、成人教育と継続教育は地域社会においても職場においても不可欠になった。社会および職場からの新たなニーズによって、人びとは生涯にわたって知識と技能を刷新し続けることが期待されるようになった。最も大きな変化は、国家の役割の変化と市民社会における成人学習の推進のためのパートナーシップの台頭である。全ての人びと、特に最も立場の弱い人びと - 例えば非差別集団や先住民 - の教育権を保証し、全体的な政策の枠組みを立案するという役割を政府は引き続き担っている。政府セクター、民間セクター、地域セクターとの間で台頭してきた新しいパートナーシップによって、政府の役割は変化している。政府は成人教育のサービスを提供者であるだけでなく、助言者であり、資金提供者であり、支援者であり、モニターし評価する組織となっている。政府と社会のパートナーは、人びとが自分の教育上のニーズや期待を表明できるように、また生涯にわたって教育機会へアクセスすることができるように必要な措置を講じなければならない。政府部内においても教育省のみが成人教育を担っているのではない。すべての省が成人教育を推進しており、省庁間の協力が不可欠とされている。さらに雇用者、労働組合、NGO、住民組織、先住民組織、女性団体が成人教育を担っており、協力しながら認定の授与を伴う生涯学習機会を創出する責任を負っている。

9、すべての人の基礎教育とは、年齢に関わらず個人および集団で自己の可能性を実現する機会を有することを意味する。成人教育は権利であるだけでなく、他者と社会全体に対する義務と責任である。成人学習は人びとの創造性と生わたる教育権の認知は、この権利を行使するために要する条件を整える施策を伴うことが重要である。21世紀の課題は政府や機関、機構のみでは解決できない。人びとのエネルギーと想像力、叡知ならびに生活のあらゆる側面への人びとの完全で自由で積極的な参加もまた必要である。青少年学習および成人学習は、創造性と生産性を著しく高めるための主要な手段の1つであり、これらの概念の最も広義において、青少年学習および成人学習を、激しく変化し、複雑になり、危険な状態に陥っている今日の世界の相互に関連した諸課題や問題を解決するために不可欠な条件に転換することが求められている。

10、青少年教育と成人教育の新しい概念によって、既存の実践はチャレンジを迫られている。なぜならこれらは、公的システムと非公的システムとの効果的なネットワーク形成を求め、刷新と更なる創造性と柔軟性を求めているからである。生涯にわたる学習という概念に基づく成人教育への新しいアプローチによって、これらの課題は取り組まれなければならない。学習活動の普及、マスメディアや地元の広報機関の活用、偏りのない指導が、政府や社会のパートナー機関、教育機会提供機関の責務である。社会正義と人びとの幸福に奉仕する学習社会の実現が、最終目標とされるべきである。

11、**成人識字** 激動する世界の中で、全ての人びとが必要とする基礎的な知識と技能であると広く認められている識字は、基本的な人権である。あらゆる社会において識字はそれ自体必要な技能であり、かつ生活上の他の技能の基礎となるものである。学習機会を持たないかこの権利を主張するための十分な技能を持たない人びとが数億人 - そのうち女性が大多数を占める - も存在する。課題は彼らが学習機会を得て、この権利を主張できるようにすることである。そのためには多くの場合、意識化とエンパワメントを通じた学習のための前提

条件づくりが必要となる。識字は、社会・文化・政治・経済活動への参加への触媒であり、生涯にわたる学習への触媒でもある。したがって私たちはすべての人びとが識字能力を獲得して維持し、口述文化を支援する識字環境を全ての加盟国に創造することを公約する。対象とされていない人びと、排除されている人びとを含む全ての人びとに対する学習機会の供与は最も早急の課題である。したがって、本会議は、1988年から始まる「パウロ・フレイレ氏記念識字の10年」の提案を歓迎する。

12、生涯にわたる教育権と学習権の認知は、かつてないほど必要である。それは読み書きの権利であり、疑い、分析する権利であり、資源を利用する権利であり、個人と集団の技能の能力を高め、行使する権利である。

13、**女性の統合とエンパワーメント** 女性は機会平等の権利を有する。社会はその替わり、すべての労働領域、生活の側面において、女性の完全な貢献に頼っている。青年・成人学習の施策は、文化に対応していなければならない。また、女性たちの多様性を尊重し、女性の青年・成人学習への機会を制限すると同時に女性がこれらから得る恩恵を阻害している偏見やステレオタイプ意識を除去して、全ての女性の教育機会を増大することを優先しなければならない。識字や教育、研修に対する女性の権利を阻害するあらゆる施策は、受け入れられるべきではない。これらを解消する実践や方策が行われるべきである。

14、**平和の文化および市民性と民主主義のための教育** 私たちの時代の最も重要な課題の1つは、暴力の文化を根絶し、対話と相互理解と交渉が家庭や地域社会における紛争や自国内や国家間における紛争に替わるための正義と寛容に基づく平和の文化を築くことである。

15、**多様性と平等** 成人学習は、文化の多様性を反映し、伝統的および先住民の知識や学習システムを尊重しなければならない。母語で学習する権利が尊重され、実施されるべきである。非差別集団や先住民、遊牧民の口述文化を保存し、記録するという緊急の課題に成人教育は直面している。同時に多文化間教育は、平和、人権、基本的自由、民主主義、正義、自由、共存、多様性を尊重しながら、異文化間の学習ならびに異文化についての学習を奨励すべきである。

16、**保健** 保健は基本的人権である。教育に対する投資は保健に対する投資である。生涯学習は保健の向上と疾病の予防に著しく貢献することができる。成人教育は、正しく、公正で、持続可能な保健についての知識の普及に多大な貢献をしている。

17、**環境の持続可能性** 環境の持続可能性についての教育は、社会経済的・政治的・文化的状況における環境問題を理解する生涯にわたる学習プロセスであるべきである。持続可能な未来は、環境問題と現在の開発パラダイムとの間の関係に対処することなしには、ありえない。成人環境教育は、持続的な環境行動に向けて地域社会と意志決定者を意識化し、動員するにあたって、重要な役割を果たすことができる。

18、**先住民の教育と文化** 先住民族と遊牧民は、国家が供与するすべてのレベルと形態の教育にアクセスする権利を有する。彼らが固有の文化を維持し、固有の言語を使用する権利は否定されてはならない。先住民族および遊牧民のための教育は、彼らのニーズに対して言語学的にも文化的にも適したものでなければならず、かつさらに高度な教育や研修へのアクセスを促進するものでなければならない。

19、**経済の変化** 地球社会化、生産体制の変化、失業の増加、安全な食料の確保の困難さにより、積極的な労働政策および労働市場や収入向上事業に男女が 3 入できるように必要な技能を開発するための投資の増大が必要とされている。

20、**情報へのアクセス** 新たな情報・コミュニケーション技術の発達は、このような状況に適応することができない個人層や企業までも生み、新たな社会上・職業上の排外主義をもたらす危険を伴っている。未来の成人教育の役割の 1 つは、このような排外主義の危険を少なくし、情報化社会の人間的な側面に意味を持たせることである。

21、**高齢者人口** 世界の高齢者人口は増え続けており、その比率はいまだに増加している。高齢者は社会の発展に寄与するものをたくさん有している。したがって彼らが平等にかつ適切な方法で学習機会を得ることが重要である。彼らの技能と能力は理解され、価値あるものとみなされ、役立てられなければならない。

22、サマランカ声明に添って、障害を持つ人びとの統合と参加が促進されるべきである。障害者の教育ニーズと教育目標を認識し、これらに対応した公正な学習機会への権利を障害者は有している。また障害者の特別な学習ニーズにあった適正な学習技術が活用される学習環境への権利を障害者は持つ。

23、青年と成人学習に対する国内および国際的な投資と民間および地域社会の資源の動員を増加し、保証することを最重要課題として私たちは行動しなければならない。私たちがここに採択した未来のためのアジェンダは、この目標を達成するために作られた。

24、未来のためのアジェンダを実施し、国際調整と協力を強化するための必要な活動の供与を促進することの優先度を高めるために、教育分野の国連の主導機関であるユネスコに対して、学習システムの統合形態としての成人教育を推進するにあたって主導的な役割を果たし、全ての関係機関特に国連システムの支援を動員することを私たちは要請する。

25、障害者に対して配慮すると同時に文化、言語、ジェンダー、経済の多様性に配慮した、教育施策と法令を各加盟国が採択するようにユネスコが奨励することを私たちは勧告する。

26、個々の責任を明確に区別し、互いに補完・協力しながら、全関係機関が緊密にこの宣言とアジェンダの実施をフォローアップすることを私たちは厳粛に宣言する。21 世紀初頭には、生涯学習がより重要な現実となるであろうことを私たちは確信している。この目標のために、「1 日 1 時間学習」運動と国連成人学習週間の判定を通して、学習文化を促進することを私たちは公約する。

27、成人学習の必要性を確信し、ハンブルグに集った私たちは、すべての男女が生涯にわたって学習機会を得ることを誓う。この目標のために、成人学習が喜びであり、道具であり、権利であり、共有する責任となるために、資源を動員し分かち合うための、強力な協力関係を築いていくであろう。

翻訳:三宅隆史 (シャンティ国際ボランティア会)